梅の里一丁目住宅地区建築協定

概　要

① 建築物は協定締結時の１区画に１戸とする。ただし、１戸建築物の敷地として１区画以上をしようする場合は１区画とみなす。

② 建築物は１戸専用住宅とし、寄宿舎、長屋住宅及び共同住宅は建築してはならない。ただし、日常生活の利便に供することを主たる目的とする店舗等の兼用住宅、入院設備のない診療所兼住宅で運営委員会が住宅環境をそこなわないと特に認めたものについては、この限りではない。

③ 建築物の階数は地階を除き２以下とする。

④ 建築面積は敷地面積の１０分の５を超えてはならない。なお、角地については、建築基準法第５３条第３項第２号を摘要する。

⑤ 建築物は延べ面積各階の床面積の合計は、敷地面積の１０分の１０を超えてはならない。

⑥ 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面を敷地境界線より次の通り後退させなければならない。

　イ）前面玄関道路および歩行者専用道に接する部分については、１，５ｍ以上とする。但し、１丁目１番については、１，０ｍ以上とする。

　ロ）上記イ以外の部分については全て１，０ｍ以上とする。ただし、物置等の附属建築物で軒の高さが２，３ｍ以下で、かつその床面積の合計が５㎡以下のものはこの限りではない。

⑦ 敷地境界内といえども擁壁の天端のハネ出しはつくってはならない。

⑧ 協定締結時の地盤面の高さを著しく変更してはならない。ただし、運営委員会が周囲の環境をそこなわないと認めたものについてはこの限りではない。

⑨ 敷地内の空地は樹木により極力緑化に努めるものとする。境界に面する垣、柵の構造は極力生垣とし、塀、フェンスは地盤面より高さ１，２ｍを超えてはならない。

⑩ 門、車庫の扉は開放時に敷地境界線を越えないものとする。